

## 社会福祉法人共生福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生福祉会の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(理事会の出席報酬等)

第2条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の名を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 週平均2日以上または月に4日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

5 前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費は、これを行わないものとする。

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、年額支給の場合は計算期間内の3月に開催される理事会の開催日、月額支給の場合は社会福祉法人共生福祉会職員給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規程は、2017年6月13日より適用する。

別表1 (日額)

名称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000 円	2,000 円

別表2 (日額)

名称	報酬額	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000 円	2,000 円
理事業務報酬等	10,000 円	2,000 円

別表3 (月額)

役員業務報酬	報酬額
週平均30時間未満	50,000 円
週平均30時間以上	400,000 円